

お詫びと訂正

令和7年7月発行「北塩原村議会だより205号」の9ページに掲載されています第7回臨時会の村から上程された議案第35号「北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例」の冒頭部分において、小椋眞議員の質疑の経緯についての説明と、内容が不足しておりました。お詫びと訂正いたします。

なお、訂正した箇所は太字の野線部分となり、黄色の枠は追加された内容となります。

第7回臨時会

◎議案第35号

北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例

【原案取り下げ】

小椋眞議員より、村から上程された議案第35号の説明の内容が把握出来なかったため動議が提出され、許可された。

これを受け村長より、議会からの理解が得られず、審議資料が不十分だったとお詫びがあり、議案取り下げの申し出がなされ、許可された。

◆概要

議案第35号は、温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」について、令和7年6月20日付けをもって廃止したいことから、北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止するもの。

質疑

【問】小椋 眞議員

先ほどの全員協議会でも村長の答弁は、いったりきたり同じような答弁で納得できない。廃止後の進め方として必要な事業者との契約書や、解体に関する見積書もなく、協議も途中で中断しているということでは、村民に説明できない。

必要な書類を揃えて、改めて協議すべきではないのか。

【答】村 長

関心表明を申し出ている事業者と村の普通の施設として協議を再開させるため、廃止条例を上程しました。今後の協議により契約に結びつく時にはお示し、皆さま方に改めて協議を申し入れたいと考えております。

利活用をしたい事業者がいな
い際は、解体という道筋になろうかと思えますので、見積書は現時点のものとしてご覧いただければと思います。

【問】小椋 眞議員

議会に上程する時は施設の利活用をする人、どうしても使う人がおらず解体する時は、きちんとした3社くらいの見積書を提出すべきである。

これだけの大きな金額を1社の参考見積だけで決めるのはおかしいと考える。

改めて提出すべきと考えるが、いかがか。

改めて3社の見積書を提出すべきではないのか。

【答】村 長

この廃止条例が可決されれば、その後、事業者に当たり最終的に利活用する方が見つからず解体する際は、3社の見積は提出する考えであります。

【問】小椋 眞議員

廃止条例の議決に必要であるため、議会が要求している資料を議決前に提出すべきではないのか。

【答】村 長

先ほどの全員協議会でお配りした資料しか揃えておりませんので、それ以外のものは現時点ではお配りすることが出来ません。

【問】小椋 眞議員

資料を提出できないということだが、提出出来なければ議案は取り下げるべきである。

議案審議出来ないため、議案は取り下げるべきではないのか。

【答】村 長

議員が質問された中で求められた資料については、不足をしておりますので、改めてそういったものを揃えて、皆さま方に審議をいただく場面を設けたいと考えておりますので、この議案第35号については、取り下げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小椋眞議員より】

議員と行政は、両輪のごとくこれからも話し合いを進め、村発展のために尽くしていきたいので、今後もお互いに議論を重ねていかなければならない。

議会傍聴にお越しください！

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足を運びください。

また、議会の審議結果は議会ホームページからもご確認いただけます。

詳しくは下のQRコードよりご参照ください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：(23) 3263 FAX：(25) 7358

HPアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

